

女子中高生の理系進路選択支援プログラム 令和6年度募集に関するFAQ

1 募集の変更点

[Q1-1](#) 応募件数や応募要件などについて、主な変更点を教えてください。

2 応募要件・内容

[Q2-1](#) 企画のポイントを教えてください。

[Q2-2](#) 企画の際に特に気をつけることを教えてください。

[Q2-3](#) 取組として成立させるための、最低参加者数や開講時間などの条件はありますか。

[Q2-4](#) 新規応募機関と再応募機関の選考の違いについて教えてください。

[Q2-5](#) 大学組織の一部である研究所やセンターなどの応募はできますか。
また、学部ごとの応募など、一つの大学から複数の企画に応募できますか。

[Q2-6](#) 県の男女共同参画センター等は、応募できますか。

[Q2-7](#) 商工会議所や業界団体等は、応募できますか。

[Q2-8](#) 科学館、科学系博物館などが指定管理者制度を適用している場合、応募できますか。

[Q2-9](#) 男子生徒と一緒に参加する企画は実施できますか。どのくらいの男子の参加比率なら実施できますか。

[Q2-10](#) 出前講義等の学校訪問型の取組を実施することはできますか。

[Q2-11](#) 女子中学生または女子高校生のいずれか一方のみを対象とした取組を実施することはできますか。

[Q2-12](#) 小学生向けの取組を実施することはできますか。

[Q2-13](#) 募集要項 p7 「Ⅲ. 企画の構成要素と要件 3. 取組」の(1)女子中高生【対象生徒について】で「理系進路選択に関心の薄い、または文理選択に迷っている女子中高生(特に女子中学生)を中心とした取組が含まれているか」「対象となる参加者それぞれの興味・関心、進路意識に応じた取組が企画されているか」が求められるのはなぜでしょうか。

[Q2-14](#) 募集要項 p8 「3. 取組(1)女子中高生【取組の内容について】」に記載されている「理工系分野での多様な学び」とは、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか。

[Q2-15](#) 支援金額を増額しコーディネータ等の配置が応募要件に加えられた意図は何ですか。

[Q2-16](#) 専門的な知見や経験を有するコーディネータ等とは、どのような人材を想定していますか。

[Q2-17](#) コーディネータ等はいつまでに配置すればよいですか。

[Q2-18](#) 募集要項 p8 「3. 取組(1)女子中高生【取組の形態について】」が記載された意図は何ですか。

[Q2-19](#) 募集要項 p8 「3. 取組(2)教員と保護者」に「進路指導教員の参加を促すこと」が記載された意図は何ですか。

[Q2-20](#) 中学校・高等学校の教員に向けた取組の場として、どのような機会が考えられますか。

[Q2-21](#) 実施体制で民間企業が参加する体制を必須としているのはなぜでしょうか。

- [Q 2-22](#) 実施体制に必要な教育委員会との連携は、提案書の提出期限までに構築している必要がありますか。
- [Q 2-23](#) 募集要項 p 1 1 「5. 広報活動・成果の普及と展開」で、「各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図ること。」とありますが、どのようなことが想定されるのでしょうか。
- [Q 2-24](#) 募集要項 p 1 1 「6. 事業の継続性（1）実施体制に参加する機関が集まって進める取組」の中に記載している「毎年継続して地域に対して働きかけを行うなど、取組が女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげる取組」とは、どのような取組を想定しているのでしょうか。
- [Q 2-25](#) 募集要項 p 1 2 に、平成 2 8 年度以降の支援期間が通算で 6 年に達する再応募機関が再応募する際に、要件（カ）、（キ）が追加されたのはなぜですか。
- [Q 2-26](#) オープンキャンパスと併せて開催する場合には、どのような配慮が必要ですか。
- [Q 2-27](#) 支援対象とならない企画として営利活動が挙げられていますが、参加者から実費徴収をすることはできないのでしょうか。
- [Q 2-28](#) 採択された後に企画提案書の内容を変更することはできますか。

3 経費計上

- [Q 3-1](#) 他の補助金などと合算して使用することはできますか。
- [Q 3-2](#) 応募した経費から減額して採択される場合はありますか。
- [Q 3-3](#) 実施機関、共同機関に属する者が、謝金を受け取ることはできますか。
- [Q 3-4](#) 「人件費・謝金」の「人件費」について、どのような場合に計上できますか。上限はありますか。
- [Q 3-5](#) 「人件費・謝金」の「人件費」を支援期間中に増額することはできますか。
- [Q 3-6](#) コーディネータ等の配置について
- ①人材派遣会社からの派遣による配置はできますか。
 - ②複数のコーディネータ等を配置することはできますか。
 - ③コーディネータ等としての業務と、事務補佐員としての業務を兼務させることはできますか。
- [Q 3-7](#) TA として認められるのはどのような業務についてですか。
- [Q 3-8](#) バス代（車両雇上）はどのような場合に計上することができますか。

4 その他

- [Q 4-1](#) 企画提案書【3】（3）の「女性科学者などに関する補助金などについて」に、JST または他機関から受けている支援について記載すると、審査に不利になりますか。

1 募集の変更点

Q 1-1 応募件数や応募要件などについて、主な変更点を教えてください。

A 1-1 ○以下のいずれかのタイプで応募するものとします。

タイプ①：上限 600 万円／年、都道府県規模、コーディネータ等の配置必須

タイプ②：上限 300 万円／年、都道府県規模、コーディネータ等の配置任意

タイプ③：上限 300 万円／年、市区町村規模、コーディネータ等の配置必須

※ただし、新規応募機関はタイプ①、②、③のいずれでも応募できますが、再応募機関はタイプ②または③のいずれかで応募するものとします。

新規応募機関：平成 28 年度以降に採択実績がない機関

再応募機関：平成 28 年度以降に採択実績がある機関

○採択件数

各タイプの採択件数によりますが、7 件程度を予定しています。

○支援期間

2 年から 3 年に変更します。

○実施体制の要件

①構成機関について、実施機関、共同機関、連携機関で構成することとしていましたが、実施機関と連携機関で構成することを基本とします。ただし、JST が実施機関以外の機関と実施協定を締結する必要がある場合は、その機関を共同機関とする体制とします。通算で支援期間が 6 年に達する機関が応募する場合は、共同機関が実施体制に含まれることが必須となります。

(改定前) 実施機関 + 共同機関 + 連携機関 (共同機関は必須)

↓

(改定後) 実施機関 + 連携機関 (共同機関は実施協定を締結する場合)

②グループ A は、「学びの場の情報提示など」を行う機関として、これまで高等教育機関に限られていましたが、グループ B の民間企業や研究機関などが、グループ A の役割を担うことができる場合は、グループ A に位置づけることができることとします。

(改定後) グループ A：学びの場の情報提示などができる機関

高等教育機関、またはそれと同程度の教育機会や情報提供ができる機関

※グループ C の教育委員会を令和 6 年 9 月までに実施体制に含めることが想定されていることについては、これまでどおり必要です。

2 応募要件・内容

Q2-1 企画のポイントを教えてください。

A2-1 募集要項のp7～p13の「Ⅲ. 企画の構成要素と要件」を確認の上、以下の点に留意して企画を検討してください。

①応募に至った背景や課題、目的を明確にすること

実施機関やそれぞれの地域が抱える課題は何か、課題解決に向け、どのような取組が必要かなど、企画の目的を明確にし、課題解決のための効果的な方策を提案してください。

②目的達成に向け、実効性のあるプログラムを企画すること

本プログラムにおいては、理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生を中心とした取組の実施を必須としています。

学校や教育委員会との緊密な連携のもと、女子中高生の実情やニーズを的確に把握し、体験的に学ぶ機会をつくることや、多様なロールモデルを紹介することによって、女子中高生が主体的に取り組み、理工系分野でのこれからの学びや職業選択の具体的なイメージを想起できるようなプログラムを企画してください。

対面型、オンライン型、ハイブリッド型のそれぞれのメリットや効果を踏まえて、適切な開催形態を検討することや、対象地域の女子中高生のICT環境の把握に努め、オンラインやハイブリッドの形態も効果的に組み合わせることによって教育環境のデジタル化に対応するとともに、対象地域の遠隔地に居住する女子中高生に対しても取組を提供できるよう、アクセシビリティの向上に努めてください。

教員と保護者に対しては、女子中高生の理系進路選択に賛同し、後押ししてもらうための企画としてください。理工系学部で何を学び何ができるのか、大学生活はどのようなものか、卒業後はどのような活躍をしているのか、企業で女性人材が必要とされていることなどについての情報提供、その他効果的な取組を企画してください。

特に教員については、長年にわたって多くの生徒の進路指導にかかわることから、本プログラムへの参加を通して女子中高生の理系進路選択に対する新しい情報に触れながら理解を深め、女子中高生の進路決定における支援者となることを期待しています。教育委員会との連携のもと、進路指導に携わる教員が参加しやすい期日や機会を捉えたり、オンラインを活用したりするなど、教員へのアプローチの仕方について、工夫をお願いします。

③継続的に取組が行える実施体制を整備すること

一部の担当者に過度な負担が集中しないよう、実施機関において全組織的な体制を整備するとともに、連携機関（共同機関）と協力し、支援終了後も継続的に取組が行える実施体制を提案してください。

一過性の企画とならないよう、3年間の支援が終わった後の事業の継続に留意した企画を提案してください。企画提案書では支援期間中の各年度において、持続可能な

実施体制、財源の確保、適正な実施規模について、実施機関内および連携機関との間でどのように検討していくか、具体的に記載してください。

④企画に関する情報の提供や成果を普及するしくみを整えること

より多くの参加者を集め、地域全体での関心を高めるための情報発信のしくみを整えてください。

特に理系進路選択に関心が薄い女子中高生の参加を促すためには、教員と保護者による後押しが不可欠です。企画に関する情報の提供や成果を普及する際に教育委員会や学校現場の協力が得られるよう、密接な連携体制を構築してください。

Q 2-2 企画の際に特に気をつけることを教えてください。

A 2-2 過去の事例から留意すべきと思われる例は以下の通りです。

募集要項 p 13 「8. 支援対象とならない企画」も確認してください。

①参加者それぞれの興味・関心の度合いに応じた取組を計画してください。

各機関の生徒募集活動や広報活動を主目的とした、オープンキャンパス、大学紹介などは支援の対象となりません。本プログラムでは、女子中高生の理系進路選択を支援する取組が主な実施内容である必要があります。(ただし、参加者以外への波及効果が大きい、本プログラムへの参加者を増やすことができるなど、本プログラムを実施する上で効率的・効果的な場合は認めることがあります。

(Q 2-9、11~13、25 も合わせて確認してください)

②できるだけ多くの参加が見込まれる企画を検討してください。

取組の効果を高めるために参加者数を絞ることが必要となるケースも想定されますが、女子中高生の理系進路選択者の裾野を広げるという本プログラムの趣旨から、取組の効果と参加者数増が両立するよう工夫された企画が望まれます。

③参加者に配慮した日程を検討してください。

学校行事や部活動等の大会日程が取組の実施日と重なったことにより、参加者を集められなかったケースがあります。学校や教育委員会と緊密に連絡調整を行って、参加者が集まりやすい日程を検討してください。

Q 2-3 取組として成立させるための、最低参加者数や開講時間などの条件はありますか。

A 2-3 ありません。

女子中高生の理系進路選択者の裾野を広げるという本プログラムの趣旨に沿って効果的で、より多くの参加者を対象とした企画が望まれます。

Q 2-4 新規応募機関と再応募機関の選考の違いについて教えてください。

A 2-4 女子中高生の理系進路選択を支援する実施拠点を全国各地域につくるため、選定に際しては新規応募機関の選考状況を踏まえた上で、プログラムの趣旨に則し、効果の

最大化が見込まれる優れた企画の中から採択回数、機関の多様性、地域バランス等を考慮して、総合的に判断します。

再応募機関が応募する場合は、共通記載項目に加え、新展開項目（募集要項 p12,13 参照）を提案してください。新展開項目の記載にあたっては、支援期間終了後における企画実施の継続性に留意した実施体制の改善・再構築と、成果の最大化に資する企画の深化の2点のどちらも達成するための提案であることが必要となります。

また、再応募機関のうち、令和4年度の公募より、平成28年度以降の支援期間が通算で6年間となる機関が応募する場合は、新展開項目に加えて、追加の要件を満たす企画を提案していただくこととなっています。詳細はQ2-25を参照してください。

※新規性が認められない提案、JSTの支援終了後の継続性に留意していない提案は、新展開項目の必要条件を満たすものとは見なしませんので注意して下さい。

Q2-5 大学組織の一部である研究所やセンターなどの応募はできますか。また、学部ごとの応募など、一つの大学から複数の企画を応募できますか。

A2-5 1機関につき1企画（1つの申請タイプ）です。

大学の場合、一部の学部・組織からではなく、1大学1企画として応募してください。応募者は、実施機関の長である学長、総長、理事長、機構長などを実施責任者として応募し、実施機関としての相乗効果を生み出すためにも、複数の学部が協力し企画を一本化して応募してください。

Q2-6 県の男女共同参画センター等は、応募できますか。

A2-6 応募できます。

ただし、JSTと実施協定を締結し、県費と負担対象費用を区分して管理・執行できる体制であることが必要です。

Q2-7 商工会議所や業界団体等は、応募できますか。

A2-7 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人に該当する機関であれば、応募できます。商工会議所等の複数の民間企業が参画する機関については、募集要項 p9 に記載された「民間企業を必ず含めること」の要件を満たすものとして取扱います。

Q2-8 科学館、科学系博物館などが指定管理者制度を適用している場合、応募できますか。

A2-8 応募できます。

ただし、科学館・科学系博物館などの所有機関と指定管理者との間で必ず事前に調整・合意の上応募してください。なお、採択となった場合は、指定管理者とJSTとの間で実施協定を締結することになります。

Q2-9 男子生徒と一緒に参加する企画は実施できますか。どのくらいの男子の参加比率なら実施できますか。

A2-9 取組の主対象は女子生徒ですが、プログラムの目標達成や男女共同参画社会推進の観点から有効な場合や、学校訪問や出前授業などで学校側からの要望や合理的な理由が

ある場合は、男子生徒も参加することが可能です。男子生徒が取組に参加することによって、男女共同参画社会の推進及び本プログラムの目的や趣旨について理解していただく機会となることも期待できます。取組の冒頭などで参加した男子生徒に本事業の目的や趣旨を理解していただけるよう丁寧な説明をお願いします。男子生徒が参加する場合は、その理由を企画提案書に記入していただきますが、その際の参加の男女比率は問いませんが、報告実績の対象に男子生徒は含まれません。

Q 2-10 出前講義等の学校訪問型の取組を実施することはできますか。

A 2-10 出前講義等の学校訪問型の取組が実施されることが望ましいと考えます。ただし、新年度が始まってから新たに学校の年間行事に取組を組み込んでもらうことが難しい場合が多く見られますので、早めに教育委員会や学校との調整に着手する必要があります。

学校訪問型の取組は、理系進路に関心が薄い生徒や文理選択に迷っている生徒が理系の学びやその先にある理系進路に関心を持つよい機会となることが期待できます。

実施にあたっては、特定の学校を対象とするのではなく、例えば、教育委員会を通じて広く公募を行い、応募した学校に対して実施するなど、参加の機会の公平性を確保してください。学校訪問を希望する学校すべてに対応できない場合は、実施機関の取り決めに応じて選定するなどの運用も可能です。また、広く一般に周知し、訪問校以外の生徒などが参加できるようにする工夫も考えられます。

コーディネータ等を配置する企画では、出前授業等の受け入れ先を探す際の教育委員会や学校との連絡調整が円滑に進むことが期待できます。

Q 2-11 女子中学生または女子高校生のいずれか一方のみを対象とした取組を実施することはできますか。

A 2-11 女子中学生に限定した取組のみで企画を構成することはできますが、女子高校生に限定した取組のみで企画を構成することはできません。

ただし、企画の中の個別の取組に関しては、女子中学生または女子高校生のいずれか一方に限定して実施した場合、理解度に応じた取組を実施できるので、効果の増大を期待することができます。

また、教員と保護者を対象とした取組も必要です。募集要項 p 8 「(2) 教員と保護者」をご確認ください。

Q 2-12 小学生向けの取組を実施することはできますか。

A 2-12 本プログラムは、女子中高生を対象とするプログラムであるため、小学生を対象とした取組を実施することはできません。

ただし、募集要項 p 11 「6. 事業の継続性 (1) 実施体制に参加する機関が集まって進める取組」について、女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげていく、毎年継続して地域に対して働きかけを行うような取組は、多くの方へ波及効果を期待できるため、費用が余分にかからない、もしくは費用の切り分けがされていることを条件に、女子中高生に加え小学生が参加することも可能とします。

Q 2-13 募集要項 p7 「Ⅲ. 企画の構成要素と要件 3. 取組」の(1)女子中高生【対象生徒について】で「理系進路選択に関心の薄い、または文理選択に迷っている女子中高生(特に女子中学生)を中心とした取組が含まれているか」「対象となる参加者それぞれの興味・関心、進路意識に応じた取組が企画されているか」が求められるのはなぜでしょうか。

A 2-13 理系進路選択に関心が薄い生徒については、適切な時期に情報に接する機会を逸することが多く、幅広い情報に接した上で進路を選択できる環境の醸成が必要と考えられます。また、理系進学を希望している女子生徒と理系進路選択に迷いがある女子生徒についても、興味・関心を高める内容にも違いがあり、伝え方にも工夫が必要と考えられるため、参加者それぞれに応じた取組をお願いします。

Q 2-14 募集要項 p 8 「3. 取組(1)女子中高生【取組の内容について】」に記載されている「理工系分野での多様な学び」とは、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか。

A 2-14 理工系学部で学ぶことができる内容、学んだ内容が社会でどのように役立つか、どのように利用されているか、今後どのように発展していくかなどの内容や、研究室などでの実験体験、理工系分野の施設・職場見学、理系女子学生との対話から得られる理工系の学部・学科進学後の学生生活に関する情報などが想定されます。

Q 2-15 支援金額を増額しコーディネータ等の配置が応募要件に加えられた意図は何ですか。

A 2-15 これまでは、実施機関の担当者が所属機関の業務と並行して、企画の立案、共同機関、連携機関、学校との連絡調整、実施機関内の協力体制の構築など多岐にわたる業務を担っており、実施担当者に過度な負担がかかることが懸念されていました。支援金額を増額することにより、コーディネータ等の配置が可能となり、実施担当者の負担軽減と、調整役として取組の拡充や実施体制の強化が図られることを期待しています。

Q 2-16 専門的な知見や経験を有するコーディネータ等とは、どのような人材を想定していますか。

A 2-16 企画の内容や強化したい分野により、求められる人材が異なると思われます。また、例示のように、配置の目的が複数にわたることも考えられます。企画提案書では、a～e の5つの項目から1つ以上の効果が期待できる企画を提案していただきますので、配置の目的と各取組における役割を具体的に記載してください。

例1：SSH指定校等との連携による、女子中学生を対象とする体験型の取組や交流会などの企画を立ち上げるために学校や教育委員会と調整を行う

例2：県や市のPTA団体と連携し、保護者向けの女性の理系進路選択に関する講演会や情報提供のイベントを企画する

例3：教育委員会、教育センター、教育研究団体との連携協力により、理系キャリア教育や男女共同参画推進などに関する教員研修会を企画・実施する

例4：企業見学、職場体験、ロールモデルの派遣などを行う際に、勤務経験をもとに助言する、企業との調整、関係構築、新規開拓を推進する

例5：勤務経験やネットワークを活用して、対象地域の新たな連携機関を発掘する、また、新たに連携機関となった機関に実施のノウハウを伝え、取組の定着と拠点の拡大を図る

例6：アンケート集約や結果分析などの効果検証、各種会議の運営、外部機関との連絡窓口などの渉外業務を担う

Q 2-17 コーディネータ等はいつまでに配置すればよいですか。

A 2-17 実施主担当者を補佐し、様々なイベントの企画や告知、他機関との連絡調整など年度当初に行うべき業務を担っていただくことを想定していますので、採択された場合に速やかに配置できるよう準備をお願いします。

Q 2-18 募集要項 p 8 「3. 取組（1）女子中高生【取組の形態について】」が記載された意図は何ですか。

A 2-18 本プログラムの取組は、いわゆる「対面型」の実施形態が多く、特に都道府県規模での企画の場合、地域によっては交通事情などのアクセス上の課題がありました。学校のICT環境が整備されつつある中、オンラインの活用は、この課題に対応する有効な手立ての一つと考えています。

実験・実習や企業見学など体験を通して理解を深める取組もありますが、取組の目的や内容に応じて、従来から行われてきた対面型とオンライン型を適切に組み合わせることによって、遠隔地の生徒の参加が可能となり、より広範囲の対象者に事業を提供できるようになると考えています。

Q 2-19 募集要項 p 8 「3. 取組（2）教員と保護者」に「進路指導教員の参加を促すこと」が記載された意図は何ですか。

A 2-19 教員は多くの生徒の進路決定に関わりを持ち影響力が大きいことから、教員が女子生徒の理系進路選択に関する現状などの新しい情報に触れることで女性の理工系分野での活躍の場が広がりつつあることを理解し、理系進路選択の後押しをしていただくことが、本プログラムの目的を達成する上で重要と考えています。

一方で、教員の業務は多岐にわたっており、夏休みなども職場を離れて参加することは難しい状況があると考えられます。より多くの教員が参加できるようになるためには、教員や学校の事情を踏まえて実施日や機会を考慮し、オンラインを活用して職場を離れなくても参加できるようにするなど、アプローチの仕方を工夫する必要があります。教育委員会との緊密な連携のもと、いつ、どのようにすれば参加しやすいかを考え、実施機関の特性や強みを活かした企画提案をお願いします。また、教育委員会の協力を得て、校長会等の各学校の代表が集まる場で、企画の周知や取組への参加について協力を依頼することも、円滑な企画のスタートのために重要であると考えられます。

- Q 2-20 中学校・高等学校の教員に向けた取組の場として、どのような機会が考えられますか。
- A 2-20 学校や教育委員会と相談の上、オンラインを活用するなどして、教員に直接アプローチする取組を検討してください。機会としては、教員向けの講習会や研修会、進路主任会、理科教育研究会などの既存の集まりの場を活用することが考えられます。また、学校訪問型の取組や学校と実施機関をオンラインで結んだ取組を行う際に、教員対象の取組を合わせて行うことも考えられます。教員は、長年にわたって多くの生徒の進路指導に関わるため、特定の生徒・保護者に対する取組と比較しても、波及効果は大きいと考えられるため、積極的な実施が望まれます。コーディネータ等の配置により、学校や教育委員会との連携が推進され、教員へのアプローチが進むことも期待できます。
- Q 2-21 実施体制で民間企業が参加する体制を必須としているのはなぜでしょうか。
- A 2-21 将来、多くの女子生徒が民間企業で活躍することが考えられますが、理系の大学などを卒業した後の将来の姿がイメージできないという意見があります。理系進路選択を後押しするためには、中高生のうちから、企業で働く姿、社会で活躍する姿について、イメージをこれまで以上に広げていく必要があります。また、教員と保護者にとっても、女子生徒が理系の大学などを卒業した後の活躍の場が社会で広がっていることを知ることが大事であり、そのためには民間企業の参加が有効と考えるためです。民間企業との連絡調整のためにコーディネータ等を活用することも考えられます。なお、多様なロールモデルを提示するという趣旨から、実施体制においては、個別の民間企業ではなく、複数の民間企業で構成するコンソーシアムや商工会議所などの団体の参画でも、本プログラムの応募要件を満たすものとしています。
- Q 2-22 実施体制に必要な教育委員会との連携は、提案書の提出期限までに構築している必要がありますか。
- A 2-22 企画提案書の提出時に教育委員会との連携が確定できていなくても応募は可能です。協力内容は採択後に具体化していただければ結構ですが、企画提案書の提出前に教育委員会に企画を説明しておき、連携の見込みはあるようにしておくことが必要です。企画提案書の提出時に教育委員会との連携が確定できていない場合は、企画提案書に令和6年9月末までに参加を想定していることを記入し、JSTとの実施協定成立後にどのようにして協力関係を構築していくのかを企画提案書の所定の箇所に記述してください。
- Q 2-23 募集要項 p 11 「5. 広報活動・成果の普及と展開」で、「各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図ること。」とありますが、どのようなことが想定されるでしょうか。
- A 2-23 実施機関が開設した本プログラムの特設サイトやSNSを活用して取組に関するさまざまな情報を発信することにより、プログラムが外部機関や地域の方々に広く認知されることを期待しています。また、自治体が主催する男女共同参画のイベント会場にブースを出展し、会場を訪れた

一般の方や、中高生・保護者を対象に、本プログラムの広報や成果発表を行うことや、理科教育研究会や科学館が主催する行事にポスター展示を行って本プログラムの成果を発表する、あるいは本プログラムの一部を実施する時間を設けてもらうなど、直接、本企画に参加していない方に本プログラムが広く認知されることを想定しています。

Q 2-24 募集要項 p11 「6. 事業の継続性（1）実施体制に参加する機関が集まって進める取組」の中に記載している「毎年継続して地域に対して働きかけを行うなど、取組が女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へつなげる取組」とは、どのような取組を想定しているのでしょうか。

A 2-24 例えば、地域の既存のイベントへの出展やシンポジウムの開催などによって、本プログラムを知ってもらう機会を作って広く地域に情報発信することが考えられます。これにより、本プログラムに賛同する協力者が増えることが期待できます。

Q 2-25 募集要項 p12 に、平成28年度以降の支援期間が通算で6年に達する再応募機関が再応募する際に、要件（カ）、（キ）が追加されたのはなぜですか。

A 2-25 本プログラムは、女子中高生の理系進路選択を支援する拠点の構築を目的とするプログラムとして9年目となります。

支援期間が通算で6年に達する機関は、地域に根ざした取組を継続的に実施できる体制と実施のノウハウの蓄積があると考えています。これまでの経験や認知度を活かして教員や保護者に対して積極的にアプローチし、より多くの教員や保護者の参加と意識啓発を促すモデルケースとなる先進的な提案を期待しています。また、「新規参画機関」を共同機関に位置付け、実施のノウハウを共有しながら一緒に取り組むことによって、対象地域で取組が浸透していくこと、および「新規参画機関」が今後の実施機関として、女子中高生の理系進路選択を支援する取組が近隣の地域へ拡大していくことを期待し、（カ）と（キ）を要件に追加して提案していただくことにしました。

なお、支援期間が6年に達しない再応募機関についても、要件（カ）、（キ）を提案することは可能です。

Q 2-26 オープンキャンパスと併せて実施する場合には、どのような配慮が必要ですか。

A 2-26 予算上の切り分けが可能であり、併催することによって多くの参加者が期待できるなどの著しい効果が認められる場合は実施できますので、オープンキャンパスで実施する必要性を必ず企画提案書に記述してください。また、オープンキャンパスで来場した一般参加者が、本プログラムの取組に当日参加できるようにタイムテーブルを工夫することも望まれます。

Q 2-27 支援対象とならない企画として営利活動が挙げられていますが、参加者から実費徴収をすることはできないでしょうか。

A 2-27 活動を進めていくために必要な経費を参加者から実費徴収することは可能です。その場合は、募集時に参加者にその内容を知らせ、同意を得た後で徴収してください。

Q 2-28 採択された後に企画提案書の内容を変更することはできますか。

A 2-28 原則として、採択後の変更はできません。

企画提案書の内容を審査して採択機関を選考していますので、企画提案書の内容での実施が原則となります。ただし、本プログラムの推進委員会から出された、採択条件や改善を促すコメントをもとに、企画提案書の内容を変更していただくことがあります。

3 経費計上

Q 3-1 他の補助金などと合算して使用することはできますか。

A 3-1 できません。

本プログラムは委託事業であり、取組の一部または全部が他の補助金などを受けている場合には重複支援になり、その取組については支援することができません。負担対象費用を超過する場合は、運営費交付金などの自己資金を充当することができます。ただし、事前に企画内容の整理・仕分けを明確に行った上で、既存の企画を活用し、本プログラムの応募内容との相乗効果を図るなど、支援終了後の継続性を鑑み、他の補助金などで支援を受けている企画と連携することは可能です。

Q 3-2 応募した経費から減額して採択される場合はありますか。

A 3-2 経費総額が企画の実施規模に見合っていない場合や企画の実施に直接的に必要な経費以外が含まれていると認められる場合には、減額を条件に採択する場合があります。

Q 3-3 実施機関、共同機関に属する者が、謝金を受け取ることはできますか。

A 3-3 原則として謝金を受け取ることはできません。ただし、実施機関、共同機関と雇用関係にない方については、謝金を受け取ることができます。

Q 3-4 「人件費・謝金」の「人件費」について、どのような場合に計上できますか。上限はありますか。

A 3-4 人件費は、以下のいずれかの場合に計上が可能です。

- ・ 企画に直接従事し主体的に担当する者
- ・ 企画を行う者のうち、継続的、長期的（1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上、つまり雇用保険料の支払いが発生）に雇用する者
- ・ 人材派遣会社からの派遣人材

人件費の上限は設けていませんが、費用対効果の観点から妥当性を判断します。支援期間後も事業を継続させていくための基盤を確立していただくために必要な人材を想定しており、審査において認められることが必要ですので、企画提案書には必要とする理由、業務内容、人件費の見込額、支援期間後の見通しなどについて記載してください。

Q 3-5 「人件費・謝金」の「人件費」を支援期間中に増額することはできますか。

A 3-5 原則認めないこととしていますが、変更の内容を見て判断します。所定の手続が必要

となりますので、手続の前にまず J S T 事務局までご相談ください。

Q 3-6 コーディネータ等の配置について

A 3-6 ①人材派遣会社からの派遣による配置はできますか。

Q2-15, 16 に記載の目的が達成される場合であれば可能です。

②複数のコーディネータ等を配置することはできますか。

複数の目的に応じて複数のコーディネータ等を配置することはできますが、人件費以外の経費とのバランスや、支援終了後の継続性などを見て判断します。

③コーディネータ等としての業務と、事務補佐員としての業務を兼務させることはできますか。

可能です。

Q 3-7 T A として認められるのはどのような業務についてですか。

A 3-7 観察、実験、実習など（事前・事後打ち合わせ、予備実験を含む）において、講師の下で行う、専門的な指導補助です。なお、講師が不在の状態で、T A だけで参加者を指導することはできません。

学生の T A は、女子中高生と年齢が近いロールモデルとしての役割が期待できますので、補助的な業務だけでなく、学生目線での企画の立案や運営、座談会などでの女子中高生との交流などの活用についてもお認めしています。なお、高専 1 年～3 年の学生は、本プログラムの対象者である高校 1 年～3 年に相当するため、謝金の支払いをお認めしておりませんので、ご注意ください。

Q 3-8 バス代（車両雇上）はどのような場合に計上することができますか。

A 3-8 次のような場合にお認めしています。

- (1) 参加者を実施機関に集合させ、見学や実習を行う場所などへ移動させる場合
- (2) 交通事情が悪い地域からの参加者を主要な駅、公共施設などを集合場所として、実施機関や取組を行う会場まで移動させる場合

ただし、(2) は、交通事情や経費などを見て判断しますので、認められない場合があります。計上する場合は、採択後の計画書作成時に事務局までご相談ください。

4 その他

Q 4-1 企画提案書【3】(3)の「女性科学者などに関する補助金などについて」に、J S T または他機関から受けている支援について記載すると、審査に不利になりますか。

A 4-1 当該欄は、他支援と内容の重複がないかなどを確認するものであり、それ以外に審査に影響することはありません。採択後に未記載の補助金などを得ていたことが判明し、内容の重複が認められる場合は、採択の取り消しとなることがありますので、他の補助金などの支援による取組がある場合には、本応募の企画内容との整理・仕分けを含め、必ず記載してください。